

重 複 限 度 額 一 覧 表

平成24年3月26日改正

土木一式工事の重複限度額

A A)	評点が1, 350点以上の	業者	—	
A)	評点が1, 349点以下1, 050点以上の業者		40,000万円未満	
B)	評点が1, 049点以下	750点以上の業者	20,000万円未満	
C)	評点が	749点以下	550点以上の業者	6,000万円未満
D)	評点が	549点以下	の業者	1,000万円未満

建築一式工事の重複限度額

A A)	評点が1, 550点以上	の業者	—	
A)	評点が1, 549点以下1, 250点以上の業者		150,000万円未満	
B)	評点が1, 249点以下1, 050点以上の業者		80,000万円未満	
C)	評点が1, 049点以下	750点以上の業者	30,000万円未満	
D)	評点が	749点以下	の業者	7,000万円未満

電気工事の重複限度額

A)	評点が1, 350点以上	の業者	—	
B)	評点が1, 349点以下1, 050点以上の業者		15,000万円未満	
C)	評点が1, 049点以下	750点以上の業者	7,000万円未満	
D)	評点が	749点以下	の業者	3,000万円未満

管工事の重複限度額

A)	評点が1, 350点以上	の業者	—	
B)	評点が1, 349点以下1, 050点以上の業者		15,000万円未満	
C)	評点が1, 049点以下	750点以上の業者	7,000万円未満	
D)	評点が	749点以下	の業者	3,000万円未満

ほ装工事の重複限度額

ほ装工事に登録している業者			1,000万円未満
---------------	--	--	-----------

(注1) 新規業者の初年度の取扱いとして随契の範囲130万円未満の契約とする。
又、次年度は業者のランクに係らず業種の最低ランクでの参加指名とする。

(注2) 指名競争入札については、業者選定時において上記の表を適用する。